

京都市選挙管理委員会告示第24号

令和2年2月17日東京都国分寺市東元町4丁目3番10号笠原一郎他2名からあった令和2年2月2日執行の京都市長選挙における当選の効力に関する異議申出について、次のとおり決定した。

令和2年3月6日

京都市選挙管理委員会
委員長 小林 昭朗

決 定 書

異議申出人 東京都国分寺市東元町4丁目3番10号
笠原 一郎
東京都立川市柴崎町2丁目10番18号
伊藤 国治
神奈川県横浜市港北区新吉田東6丁目42番16号
堀川 清美

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和2年2月17日付けで提起された令和2年2月2日執行の京都市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議申出（以下「本件異議申出」という。）について、京都市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

1 異議申出の要旨

(1) 異議申出の趣旨

本件選挙における当選人の決定を無効とし、再開票等の検証により、実際の得票数に基づく当選人の決定を求める。

(2) 異議申出の理由

本件異議申出を行った理由を要約すれば以下のとおりである。

- ア 本件選挙の当選人である京都市長による意思決定は、京都市だけでなく日本全国に影響を及ぼすものであるから、本市に住所を有する者以外にも異議の申出の資格が認められるべきである。
- イ バーコード付き票束をバーコードリーダーで読み取り電子データ化し、パソコンソフトで集計するシステムは、異常動作集計を起こしており、経験則上ありえないような異常な数値がみられる。
- ウ 他の地方公共団体の選挙において、期日前投票所の投票箱の中身のすり替えが疑われる事例が発生している。
- エ その他、投・開票事務に関して、他の地方公共団体の選挙の事例等により本件選挙が信頼できない。

2 経過

令和2年2月17日 申出人による本件異議申出の提起

令和2年2月26日 当委員会による本件異議申出の受理の決定

令和2年3月5日 当委員会による本件異議申出に係る審理及び決定

3 異議申出の根拠及び申出人の要件

(1) 異議申出の根拠

本件異議申出は、当選人の当選の無効の決定を求める趣旨であることから、公職選挙法第206条第1項に規定する当選の効力に関するものであると認められる。

(2) 異議申出の申出人の要件

公職選挙法第206条第1項には、地方公共団体の長等の当選の効力に関する異議の申出は、その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者が提起することができることと定められている。その趣旨は、「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加しうる権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している法意であると解するのが相当である」(昭和39年2月26日最高裁判所大法廷判決)とされている。

4 決定の理由

本件異議申出は、公職選挙法第206条第1項に規定する当選の効力に関するものであることから、前述のとおり、昭和39年2月26日最高裁判所大法廷判決（「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区選挙に参加しうる権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もつて選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している法意であると解するのが相当である」）を判断基準として、申出人が公職選挙法第206条第1項の規定に該当するかどうかを判断する。

当委員会において、申出人の住民登録の状況に関する調査をしたところ、本件選挙の選挙人であった者が一人も認められず、また、いずれも本件選挙に係る公職の候補者ではないため、申出人は、公職選挙法第206条第1項に規定する「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」に該当しない。

したがって、申出人による本件異議申出は不適法であることから、公職選挙法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第1項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和2年3月5日

京都市選挙管理委員会

委員長 小林 昭朗

教示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で京都府選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

(選挙管理委員会事務局選挙課)